

国民健康保険システム標準化検討会

第2回検討会 議事概要

【日時】 令和5年3月27日（月） 10:00～11:30

【場所】 オンライン会議

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

藤原 翔馬 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主任

伊藤 貴 仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課長

井上 源夫 宇都宮市保健福祉部保険年金課 課長補佐

市川 雄太 船橋市企画財政部行政経営課 主事

三浦 裕和 株式会社RKKCS 保険福祉システム部 部長

小林 大士 株式会社電算 ソリューション2部

石田 淳一 株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー
国保ビジネス推進部 課長

城戸 浩二 行政システム九州株式会社 ソリューションビジネス推進部 部長

岩田 孝一 日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門
シニアプロフェッショナル

広田 和治 日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当

大村 周久 富士通 Japan 株式会社 住民情報ソリューション事業部
第一ソリューション部 部長

（オブザーバー）

丸尾 豊 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐

水村 将樹 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐

伊藤 豪一 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム
基盤チーム プロジェクトマネージャー

前田 みゆき デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム

	基盤チーム プロジェクトマネージャー	
池端 桃子	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート	
與那嶺 紗綾	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート	
小此木 洸樹	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付	
寺本 勝敏	厚生労働省保険局国民健康保険課 国民健康保険 保険者システム調整専門官	
北田 昌輝	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係	
杉山 勝治	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係	
佐藤 成也	厚生労働省保険局国民健康保険課	
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室	室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室	室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部	担当部長

【次第】

1. 開会
2. 厚生労働省保険局国民健康保険課 課長挨拶
3. 座長挨拶
4. 第2回検討会事前説明
5. 第2回検討会
6. 事務局からの連絡事項について
7. 質疑応答
8. 閉会

【配布資料】

- 00_会議次第
- 01_【資料 No.1】第2回検討会の進め方_国民健康保険
- 02_【資料 No.2】第2回検討会
- 03_【資料 No.3】標準仕様書【第1.1版】(案)
- 04_【資料 No.4】検討・課題事項一覧_国保
- 05_【資料 No.5】今後の予定について

【ご意見概要】 ※次第4. 以降について記載

＜次第4. について＞

- 一同異議なし。

＜次第5. について＞

- 【資料 No.2】の15 ページについて、政令市向け機能要件の見直し内容 #1 の括弧書きでは、複数のパターンを記載しているが、デジタル庁にて出された「実装類型」の本文で示しているパターンから外れた内容であると思っている。資料のとおり特殊なパターンを設けるのではなく、全て標準オプション機能にすべきであるとする。

→一律オプション機能するのであれば、標準仕様書の記載についても全てオプション機能にするべきであるという意見と認識している。

全てオプション機能とした場合、政令市等において必須機能にも関わらず、開発事業者の判断で開発等が行われない可能性があるとする。

開発事業者等においては、全て必須機能とした場合、必須機能が不要な政令に対しても機能を用意しなければならないとする。

政令市意見交換会において、政令市より一律標準オプション機能とした場合、立ち行かなくなる政令市が存在するというご意見を頂いた。

上記の内容を踏まえ、検討の過程経緯を明確に記載した上で、本資料の書き方を見直す。

- 政令市において、標準オプション機能にした場合、国保事務が出来なくなると懸念していると説明があったが、一般市においても標準オプションになっている機能があることで従前どおり国保事務が出来なくなる事は政令市と同様であるとする。
一般市においても標準オプション機能になっている事で現行ベンダーでは対応できなくなる事務がある事はご認識いただきたい。
- 指定都市要件に係る検討・調整について、事務局、政令市におかれては势力的にご議論頂き、誠にありがとうございました。
各業務の検討会にて指定都市の皆様のご協力いただき、令和4年の夏に標準仕様書【第1.0版】を取り纏めた所ですが、指定都市ならではの必要な機能要件等について、当庁にて課題・検討会を設け、議論してきた所である。
デジタル庁で取り纏めると、機械的な集計を基に議論を進めてきた側面があったが、業務の観点において、国民健康保険におかれては議論等をリードいただいたと思っている。
また、各業務において最終取り纏めを行っている所であり、奏上に挙げた全て

が成案という事ではないが、相当数の機能要件の対応ができたと考えている。最終的には制度所管しております各省庁にて成案という事で年度末の公開に向けて、ご確認いただいている所である。

- **【資料 No.2】** の 17 ページにて、今回取込んだ制度改正部分の今後の進め方について気になった。

例えば産前産後保険料の制度改正等についてである。今回で標準仕様書が一旦確定となるが、確定後に発生する制度改正の取込みのプロセスについて、今後どのようなプロセスで取り込んでいくか明確化して欲しい。

国保においては、制度改正の都度、事務処理標準システムの仕様を公開している業務事情があるため、標準仕様書と事務処理標準システムをそれぞれどのように示していくのか疑問が生じた。

→出産及びマイナンバーカードは法案審議中のため、資料に記載しておりません。

国保制度改正のスケジュールは非常にハイペースな制度であるため、考え方については税の部分の参考を本紙等でお示ししたいと考えている。

標準システムの改修については、標準システム側の検討の場において、早期に制度改正に間に合うよう改修内容を示し、システムの仕様を公開する。

標準仕様書については、標準システムで考えた仕様をベースに標準仕様書の改版の対応を行っているところである。標準仕様書につきましては、基本的に全国意見照会が必要である。しかしながら、全国意見照会を行うと、制度改正に間に合わなくなると考えているため、方法としては標準仕様書の前に標準システムの仕様の検討を行い、その場で一定程度の市町村様からのご意見、ベンダー様からのご意見を頂戴し、標準システムとしての仕様を公開する。それによって制度改正に対応して頂いていたので、制度施行に間に合わせる。

未来永劫残すという観点から標準仕様書への取込みについては、全国意見照会及び検討会での議論を行い、確固たるものとする事が正しい手続きであると考えているため、整理を行いたいと考えている。

- 標準仕様書の改定案は、ベンダーがどのように対応していくか検討する上で非常に重要であるとする。改訂履歴につきまして、Excel で作成しているところですが、文書番号を確認すると、標準仕様書とセットで出して欲しい。

改訂履歴の内容ですが、基本 ID が記載されているが、古い ID が記載されているので、新 ID も載せて欲しい。改訂履歴が明確化されることで、事業者がどう対応していくのかという事に繋がってくると考える。改訂履歴が各省異なる場合、今後ベンダ

ーが改定履歴作業を行う際の弊害になる可能性があるので、整理いただきたい。

→改訂履歴は旧機能と新機機能 ID を併記し公開する。

→デジタル庁としても業務横断的な観点から、機能 ID の付与の考え方やバージョン管理の考え方について、お示ししていく必要があると考えている。年度末目途など、できるだけ早い段階で示しできるようにいたします。

- その他、ご意見等いかがか。本日までの検討の実施概要及び今後の進め方について、異議はないということでしょうか。
- →異議なし。